

## 埼玉県社会福祉事業団 施設一覧表

- 埼玉県指定管理施設 上里学園、おお里、いわつき、嵐山郷、障害者交流センター 5施設  
 皆光園歯科診療所、そうか光生園歯科診療所、あさか向陽園歯科診療所 3診療所
- 北本市指定管理施設 あすなろ学園 1施設
- 事業団施設 花園、あげお、皆光園、そうか光生園、あさか向陽園 5施設

(網掛けが指定管理施設)

名称	種別	利用定員(人)	職員定数(人)	所在地	備考	
本部事務局		—	9	比企郡嵐山町古里 1848		
上里学園	児童養護施設	140	30	児玉郡上里町三町 183		
おお里	児童養護施設	116	25	熊谷市中恩田 289		
いわつき	児童養護施設	88	22	さいたま市岩槻区徳力 206	相談支援事業	
	乳児院	9	4			
花園	知的障害児施設	30	31	深谷市小前田 2691		
	障害者支援施設	生活介護 110(うち通所 20) 施設入所支援 90				
あげお	障害者支援施設	生活介護 100(うち通所 20)	31	上尾市平塚 820	相談支援事業	
		施設入所支援 80				
嵐山郷	知的障害児施設	25	230	比企郡嵐山町古里 1848	療育拠点施設 事業	
	障害者支援施設	生活介護 329 施設入所支援 329				
	重症心身障害児施設	60			地域生活定着 支援事業	
	障害者歯科診療	—				3
	保育所	45				4
皆光園	障害者支援施設	生活介護 50 施設入所支援 50	21	深谷市人見 1998	聴能訓練 (委託事業)	
	デイサービスセンター	20	1			
	障害者歯科診療所	—	3			
そうか光生園	障害者支援施設	生活介護 50 施設入所支援 50	20	草加市柿木町 1215-1	相談支援事業  聴能訓練 (委託事業)	
	地域活動支援センター	15	1			
	障害者歯科診療所	—	3			
あさか向陽園	障害者支援施設	生活介護 40 施設入所支援 40 就労継続支援B型 40	12	朝霞市青葉台 1-10-60		
	障害者歯科診療所	—	3			
障害者交流センター	身体障害者福祉センター A型	—	19	さいたま市浦和区大原 3-10-1		
あすなろ学園	知的障害者通所授産施設	50	8	北本市中丸 10-54-2	北本市指定管理施設	
合計		入所 1107 通所 210	480			

## 平成23年度 埼玉県社会福祉事業団 事業計画

### 1 本部事務局

本部事務局は、理事長を補助し、理事会・評議員会の運営及びその決定に基づく各事業の調整、人事、財務を適切に実施するとともに、県・市町村等との協議・連絡調整を行う。

#### (1) 組織管理

安心・安全で利用者本位の良質なサービスを効果的に提供できる簡素で効率的な組織の整備と職員の適正配置を図る。

#### (2) 人事管理

ア 能力及び実績本位の人事管理・給与制度を円滑に実施するとともに、経営状態を十分勘案しながら、職員の処遇改善を行う。

イ 研修実施計画に基づいて研修内容を充実し、職員資質向上と人材開発を図る。

ウ 職員の健康管理、福利厚生の実施に努める。

#### (3) 財務管理

ア 経営情報の公表や外部監査、定期監査の実施、財務研修等を通じて経営の透明性の向上と施設会計・経理の適正化を推進する。

イ 物品の一括購入や一般競争入札の導入など、コスト削減と契約事務の適正化を推進する。

#### (4) 主な取組

ア 指定管理事務の円滑な推進

イ 新体系(障害者自立支援法)への着実な移行

ウ 新規施設の整備(ケアホーム)

エ 既存施設の改築計画

#### (5) 利用者の権利擁護

全施設において利用者の人権擁護と虐待防止を徹底する。

ア 処遇に関するチェック機能の強化

イ 役員及び本部による巡回指導

ウ 制度研修の充実

## 2 上里学園

### (1) 基本方針

法令を遵守し、入所児童が安全で安らぎのある生活が送れるよう支援サービスを提供する。

- ア 児童一人ひとりの状況に応じた支援の充実
- イ 心の傷を癒す治療的養護の充実
- ウ 地域の交流・連携の充実
- エ 安心で安全な生活の保障

### (2) 事業計画

#### ア 利用者支援

- (ア) 児童一人ひとりの児童自立支援計画を策定し、児童相談所・学校・医療機関等関係機関と連携して児童及び保護者に対して支援を行う。
- (イ) 心の傷を癒し、心身ともに健やかな成長を促すため、心理ケアの充実に努める。
- (ウ) 家庭支援専門相談員を中心に、親子の関係改善、家族の再統合に向けた支援を行う。
- (エ) 被虐待児童、障害や疾病を抱える要保護児童等、民間施設では対応が難しい支援困難児童や、一時保護児童を積極的に受け入れる。
- (オ) 児童の自立支援のため、会社見学や職場体験等を行うインターンシップ事業を実施する。
- (カ) 民間企業OBによる児童自立サポーターズの協力により自立・就職を促進する。
- (キ) 退所児童を対象としたアフターケアを実施し、退所後5年間は定期的に状況確認を行う。
- (ク) 児童が地域の一員として生活できるよう、施設行事の実施や地域行事への参加などにより、地域との交流を深める。

#### イ 施設・設備の維持管理

- (ア) 児童の安全確保とサービスの向上及び施設環境を維持するため、計画的な施設・設備の保守点検等を実施し、適正な維持管理を行う。
- (イ) 職員による定期的な施設内安全点検を実施し、改善・補修の必要性が生じた時には速やかな対応を行う。

#### ウ 利用者等のニーズの把握及び対応

- (ア) 児童会を定例的に開催し、児童同士が主体的に話し合い、生活の課題解決を支援する。
- (イ) 意見箱を設置し、児童や家族からの要望にきめ細かく対応する。
- (ウ) 満足度調査・アンケート等を実施し、意見・要望等を確認する。

#### エ 危機管理に対する方針

- (ア) 「埼玉県社会福祉事業団危機管理要綱」、「情報連絡マニュアル」に基づき、危機発生時の的確な対応を行う。
- (イ) 危機の発生を予防し、支援上の事故防止及び事故発生後の適切で迅速な対応を行う。

#### オ 職員の人材育成

- (ア) 児童への食育実践に係る研修、性教育に係る研修を実施する。
- (イ) 専門性の向上を図るため、県立児童養護施設合同の研修会を実施する。

### 3 おお里

#### (1) 基本方針

法令を遵守し、入所児童が安全で安らぎのある生活が送れるよう支援サービスを提供する。

- ア 児童一人ひとりの状況に応じた支援の充実
- イ 心の傷をいやす治療的養護の充実
- ウ 地域との交流・連携の充実
- エ 安全で安心した生活の保障

#### (2) 事業計画

##### ア 利用者支援

- (ア) 児童一人ひとりの児童自立支援計画を策定し、児童相談所・学校・医療機関等関係機関と連携して児童及び保護者に対して支援を行う。
- (イ) 心の傷を癒し、心身ともに健やかな成長を促すため、心理ケアの充実に努める。
- (ウ) 家庭支援専門相談員を中心に、親子訓練棟を有効活用し、親子の関係改善、家族の再統合に向けた支援を行う。
- (エ) 被虐待児童、障害や疾病を抱える要保護児童等、民間施設では対応が難しい支援困難児童や、一時保護児童を積極的に受け入れる。
- (オ) 児童の自立支援のため、会社見学や職場体験等を行うインターンシップ事業を実施する。
- (カ) 民間企業OBによる児童自立サポーターズの協力により自立・就職を促進する。
- (キ) 退所児童を対象としたアフターケアを実施し、退所後5年間は定期的に状況確認を行う。
- (ク) 児童が地域の一員として生活できるよう、施設行事の実施や地域行事への参加などにより、地域との交流を深める。

##### イ 施設・設備の維持管理

- (ア) 児童の安全確保とサービスの向上及び施設環境を維持するため、計画的な施設・設備の保守点検等を実施し、適正な維持管理を行う。
- (イ) 職員による定期的な施設内安全点検を実施し、改善・補修の必要性が生じた時には速やかな対応を行う。

##### ウ 利用者等のニーズの把握及び対応

- (ア) 児童会を定例的に開催し、児童同士が主体的に話し合い、生活の課題解決を支援する。
- (イ) 意見箱を設置し、児童や家族からの要望にきめ細かく対応する。
- (ウ) 満足度調査・アンケート等を実施し、意見・要望等を確認する。

##### エ 危機管理に対する方針

- (ア) 「埼玉県社会福祉事業団危機管理要綱」、「情報連絡マニュアル」に基づき、危機発生時の適確な対応を行う。
- (イ) 危機の発生を予防し、支援上の事故防止及び事故発生後の適切で迅速な対応を行う。

##### オ 職員の人材育成

- (ア) 大学等との連携を図り、処遇困難児童や家族再統合への理解とその対応についての専門性を高める。
- (イ) 専門性の向上を図るため、県立児童養護施設合同の研修会を実施する。

## 4 いわつき

### (1) 基本方針

法令を遵守し、入所児童が安全で安らぎのある生活が送れるよう支援サービスを提供する。

- ア 児童一人ひとりの状況に応じた支援の充実
- イ 心の傷を癒す治療的養護の充実
- ウ 地域の交流・連携の充実
- エ 安心して安全な生活の保障

### (2) 事業計画

#### ア 利用者支援

- (ア) 児童一人ひとりの児童自立支援計画を策定し、児童相談所・学校・医療機関等関係機関と連携して児童及び保護者に対して支援を行う。
- (イ) 心の傷を癒し、心身ともに健やかな成長を促すため、心理ケアの充実に努める。
- (ウ) 家庭支援専門相談員を中心に、親子の関係改善、家族の再統合に向けた支援を行う。
- (エ) 被虐待児童、障害や疾病を抱える要保護児童等、民間施設では対応が難しい支援困難児童や、一時保護児童を積極的に受け入れる。
- (オ) 児童の自立支援のため、会社見学や職場体験等を行うインターンシップ事業を実施する。
- (カ) 民間企業OBによる児童自立サポーターズの協力により自立・就職を促進する。
- (キ) 退所児童を対象としたアフターケアを実施し、退所後5年間は定期的に状況確認を行う。
- (ク) 親子訓練室を活用し、高校生を対象とした数泊の自活訓練を実施する。
- (ケ) 児童が地域の一員として生活できるよう、施設行事の実施や地域行事への参加などにより、地域との交流を深める。
- (コ) 「障害者生活支援センター」の相談事業を行う。

#### イ 施設・設備の維持管理

- (ア) 児童の安全確保とサービスの向上及び施設環境を維持するため、計画的な施設・設備の保守点検等を実施し、適正な維持管理を行う。
- (イ) 職員による定期的な施設内安全点検を実施し、改善・補修の必要性が生じた時には速やかな対応を行う。

#### ウ 利用者等のニーズの把握及び対応

- (ア) 「家族会」を定例的に開催し、児童同士が主体的に話し合い、生活の課題解決を支援する。
- (イ) 意見箱を設置し、児童や家族からの要望にきめ細かく対応する。
- (ウ) 満足度調査・アンケート等を実施し、意見・要望等を確認する。

#### エ 危機管理に対する方針

- (ア) 「埼玉県社会福祉事業団危機管理要綱」、「情報連絡マニュアル」に基づき、危機発生時の的確な対応を行う。
- (イ) 危機の発生を予防し、支援上の事故防止及び事故発生後の適切で迅速な対応を行う。

#### オ 職員の人材育成

- (ア) 入所児童の理解と対応及び性教育に係る研修を実施する。
- (イ) 専門性の向上を図るため、県立児童養護施設合同の研修会を実施する。

## 5 花園

### (1) 基本方針

法令を遵守し、利用者が安全で自立した生活ができるよう支援サービスを提供する。

- ア 利用者の特性に応じた支援の実施
- イ 就労等社会参加の促進
- ウ 強度行動障害等重度障害児・者の受入れ
- エ 短期入所など在宅支援事業の実施

### (2) 事業計画

#### ア 利用者支援

- (ア) 利用者支援に適した職員配置を行うことにより、利用者の安心・安全な生活を確保する。
- (イ) 利用者個々の特性に応じて「個別支援計画」を策定して、適切な支援を行う。
- (ウ) 木工などの日中活動を充実させ、利用者の社会参加(就労)を促進する。
- (エ) 強度行動障害児・者に対して、生活環境を整え、施設生活での不適応行動の軽減を図る。
- (オ) 利用者の高齢化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (カ) 在宅障害者の短期入所を積極的に受け入れる。
- (キ) ケアホームで障害者の地域生活を支援する。

#### イ 施設・設備の維持管理

- (ア) 浄化槽新設工事を行う。
- (イ) 利用者の安全確保とサービスの向上及び施設環境を維持するため、計画的な施設・設備の保守点検等を実施し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) 職員による定期的な施設内安全点検を実施し、改善・補修の必要性が生じた時には速やかな対応を行う。

#### ウ 利用者等のニーズの把握及び対応

- (ア) 日常での利用者との関わりや、定期的な保護者との連絡会を開催することで、利用者のニーズや施設に対する要望などを的確に把握しきめ細かく対応する。
- (イ) 意見箱を設置し、利用者、保護者等からの要望にきめ細かく対応する。
- (ウ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査等を実施し、意見・要望を確認する。
- (エ) 利用者の会を毎週開催し意見・要望を確認する。

#### エ 危機管理に対する方針

- (ア) 「埼玉県社会福祉事業団危機管理要綱」、「情報連絡マニュアル」に基づき、危機発生時の的確な対応を行う。
- (イ) 危機の発生を予防し、支援上の事故防止及び事故発生後の適切で迅速な対応を行う。

#### オ 職員の人材育成

- (ア) 施設内研修を推進し、利用者への支援技術の向上に向け専門的研修を実施する。
- (イ) 各団体や機関が実施する知的障害者(児)に係る研修に職員を参加させ、専門性をさらに向上させる。

## 6 あげお

### (1) 基本方針

法令を遵守し、利用者が安全で自立した生活ができるよう支援サービスを提供する。

- ア 利用者の特性に応じた支援の実施
- イ 就労等社会参加の促進
- ウ 強度行動障害等重度障害者の受入れ
- エ 短期入所など在宅支援事業の実施

### (2) 事業計画

#### ア 利用者支援

- (ア) 利用者個々の特性に応じて「個別支援計画」を策定して、適切な支援を行う。
- (イ) 押し花名刺づくりなどの日中活動を充実させ、利用者の社会参加(就労)を促進する。
- (ウ) 強度行動障害者に対して、生活環境を整え、施設生活での不適応行動の軽減を図る。
- (エ) 利用者の高齢化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (オ) 在宅障害者の短期入所を積極的に受け入れる。
- (カ) ケアホームで障害者の地域生活を支援する。
- (キ) 「障害者生活支援センター」の相談事業を行う。

#### イ 施設・設備の維持管理

- (ア) 利用者の安全確保とサービスの向上及び施設環境を維持するため、計画的な施設・設備の保守点検等を実施し、バリアフリー化等適正な維持管理を行う。
- (イ) 職員による定期的な施設内安全点検を実施し、改善・補修の必要性が生じた時には速やかな対応を行う。
- (ウ) 建物の全面改築の構想を策定する。

#### ウ 利用者等のニーズの把握及び対応

- (ア) 日常での利用者との関わりや、定期的な保護者との連絡会を開催することで、利用者のニーズや施設に対する要望などを的確に把握しきめ細かく対応する。
- (イ) 意見箱を設置し、利用者、保護者等からの要望にきめ細かく対応する。
- (ウ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査等を実施し、意見・要望を確認する。
- (エ) 利用者参加の生活委員会を定期的に開催し意見・要望を確認する。

#### エ 危機管理に対する方針

- (ア) 「埼玉県社会福祉事業団危機管理要綱」、「情報連絡マニュアル」に基づき、危機発生時の的確な対応を行う。
- (イ) 危機の発生を予防し、支援上の事故防止及び事故発生後の適切で迅速な対応を行う。

#### オ 職員の人材育成

- (ア) 利用者支援にかかる専門的知識・技術の向上を図るため、外部研修を積極的に活用するほか施設内研修をさらに充実させ、職員の資質向上を図る。
- (イ) 正規職員・契約職員の協業体制を確立し、意欲的で建設的な職場風土づくりを進める。また、契約職員については、その経験・習熟度に応じた研修を実施する。

## 7 嵐山郷

### (1) 基本方針

法令を遵守し、利用者が安全で自立した生活ができるよう支援サービスを提供する。

- ア 利用者の特性に応じた支援の実施
- イ 就労等社会参加の促進
- ウ 強度行動障害等重度障害児・者の受入れ
- エ 短期入所など在宅支援事業の実施

### (2) 事業計画

#### ア 利用者支援

- (ア) 利用者個々の特性に応じて「個別支援計画」を策定して、適切な支援を行う。
- (イ) 「カフェ・パステル」などの日中活動を充実させ、利用者の社会参加(就労)を促進する。
- (ウ) 強度行動障害児・者に対して、生活環境を整え、施設生活での不適応行動の軽減を図る。
- (エ) 利用者の高齢化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (オ) 在宅障害者の短期入所を積極的に受け入れる。
- (カ) ケアホームで障害者の地域生活を支援する。第3ケアホームを新設する。
- (キ) 障害児等療育支援事業の拠点施設として、地域療育の中核的な役割を担う。
- (ク) 触法歴を有する障害者に対して、社会性を養うなど一人ひとりの特性に合った支援に努める。  
福祉的な支援を必要とする矯正施設等出所予定者対象とする地域生活定着支援事業について、市町村等の関係機関と連携し実施する。
- (ケ) 在宅の障害児・者に対し、障害者医療(医科・歯科)を積極的に提供する。
- (コ) 認可保育所を運営し、地域福祉の向上に貢献する。

#### イ 施設・設備の維持管理

- (ア) 現在使用されていない家族宿舎をケアホームとして改修する。
- (イ) 利用者の安全確保とサービスの向上及び施設環境を維持するため、計画的な施設・設備の保守点検等を実施し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) 職員による定期的な施設内安全点検を実施し、改善・補修の必要性が生じた時には速やかな対応を行う。

#### ウ 利用者等のニーズの把握及び対応

- (ア) 日常での利用者との関わりや、定期的な保護者との連絡会を開催することで、利用者のニーズや施設に対する要望などを的確に把握しきめ細かく対応する。
- (イ) 意見箱を設置し、利用者、保護者等からの要望にきめ細かく対応する。
- (ウ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査等を実施し、意見・要望を確認する。

#### エ 危機管理に対する方針

- (ア) 「埼玉県社会福祉事業団危機管理要綱」、「情報連絡マニュアル」に基づき、危機発生時の的確な対応を行う。
- (イ) 危機の発生を予防し、支援上の事故防止及び事故発生後の適切で迅速な対応を行う。

#### オ 職員の人材育成

- (ア) 部署単位で個別面談等を通じたOJTを密に行い、職員の資質向上に努める。
- (イ) 専門技術研修や研究事業発表会等を開催し、職員の意欲と専門性の向上を図る。

## 8 あすなろ学園

### (1) 基本方針

法令を遵守し、利用者が授産施設に通所することで自立した生活ができるよう支援サービスを提供する。

ア 利用者の特性に応じた支援の実施

イ 就労等社会参加の促進

ウ 行動障害等重度障害者の受入れ

### (2) 事業計画

#### ア 利用者支援

(ア) 利用者個々の特性に応じて「個別支援計画」を策定して、適切な支援を行う。

(イ) 農園芸などの日中活動を充実させ、利用者の社会参加を促進する。

(ウ) 利用者の一般就労が可能になるよう、職場実習等の支援をする。

(エ) 行動障害者に対して、生活環境を整え、施設生活での不適応行動の軽減を図る。

(オ) 利用者の高齢化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。

#### イ 施設・設備の維持管理

(ア) 利用者の安全確保とサービスの向上及び施設環境を維持するため、計画的な施設・設備の保守点検等を実施し、適正な維持管理を行う。

(イ) 職員による定期的な施設内安全点検を実施し、改善・補修の必要性が生じた時には速やかな対応を行う。

#### ウ 利用者等のニーズの把握及び対応

(ア) 日常での利用者との関わりや、定期的な保護者との連絡会を開催することで、利用者のニーズや施設に対する要望などを的確に把握しきめ細かく対応する。

(イ) 意見箱を設置し、利用者、保護者等からの要望にきめ細かく対応する。

(ウ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査等を実施し、意見・要望を確認する。

#### エ 危機管理に対する方針

(ア) 「埼玉県社会福祉事業団危機管理要綱」、「情報連絡マニュアル」に基づき、危機発生時の的確な対応を行う。

(イ) 危機の発生を予防し、支援上の事故防止及び事故発生後の適切で迅速な対応を行う。

#### オ 職員の人材育成

(ア) 日常的な職務遂行を通して職員の資質向上を図る。

(イ) 本部研修や施設内外の研修を受講させ、職員の就労支援技術及び生活支援技術等の向上を図る。

(ウ) 事例研究等を通じて、職員個々の課題解決能力の向上を図る。

## 9 皆光園

### (1) 基本方針

法令を遵守し、利用者が安全で自立した生活ができるよう支援サービスを提供する。

- ア 利用者の特性に応じた支援の実施
- イ 身体機能の維持・向上
- ウ 短期入所など在宅支援事業の実施

### (2) 事業計画

#### ア 利用者支援

- (ア) 利用者個々の特性に応じて「個別支援計画」を策定して、適切な支援を行う。
- (イ) 機能訓練や作業などの日中活動を充実させ、利用者の身体機能の維持・向上により生活の質を向上させる。
- (ウ) 利用者の高齢化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (エ) 在宅障害者の短期入所を積極的に受け入れる。
- (オ) 地域の障害者を対象にデイサービスを実施する。
- (カ) 埼玉県立障害者歯科診療所の指定管理者として、事業の適切な管理・運営に努める。
- (キ) 埼玉県が実施する聴能訓練事業の委託を受け、事業の適切な管理・運営に努める。

#### イ 施設・設備の維持管理

- (ア) 空調設備の改修を実施する。
- (イ) 利用者の安全確保とサービスの向上及び施設環境を維持するため、計画的な施設・設備の保守点検等を実施し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) 職員による定期的な施設内安全点検を実施し、改善・補修の必要性が生じた時には速やかな対応を行う。
- (エ) 建物の全面改築の構想を策定する。

#### ウ 利用者等のニーズの把握及び対応

- (ア) 日常での利用者との関わりや、定期的な保護者との連絡会を開催することで、利用者のニーズや施設に対する要望などを的確に把握しきめ細かく対応する。
- (イ) 意見箱を設置し、利用者、保護者等からの要望にきめ細かく対応する。
- (ウ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査等を実施し、意見・要望を確認する。
- (エ) 利用者参加の生活委員会を定期的に開催し意見・要望を確認する。

#### エ 危機管理に対する方針

- (ア) 「埼玉県社会福祉事業団危機管理要綱」、「情報連絡マニュアル」に基づき、危機発生時の的確な対応を行う。
- (イ) 危機の発生を予防し、支援上の事故防止及び事故発生後の適切で迅速な対応を行う。

#### オ 職員の人材育成

- (ア) 職員育成方針及び研修計画を定め、日常業務及びリスクマネジメント研修、外部研修等をとおして、専門職としての知識・技術を高める。
- (イ) 人と共感できる豊かな人間性を備え、支援の本質的な理念を理解できる職員を育成する。

## 10 そうか光生園

### (1) 基本方針

法令を遵守し、利用者が安全で自立した生活ができるよう支援サービスを提供する。

- ア 利用者の特性に応じた支援の実施
- イ 身体機能の維持・向上
- ウ 短期入所など在宅支援事業の実施

### (2) 事業計画

#### ア 利用者支援

- (ア) 利用者個々の特性に応じて「個別支援計画」を策定して、適切な支援を行う。
- (イ) 機能訓練や作業などの日中活動を充実させ、利用者の身体機能の維持・向上により生活の質を向上させる。
- (ウ) 利用者の高齢化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (エ) 在宅障害者の短期入所を積極的に受け入れる。
- (オ) 在宅障害者を対象に地域活動支援センター事業を実施する。
- (カ) 埼玉県立障害者歯科診療所の指定管理者として、事業の適切な管理・運営に努める。
- (キ) 埼玉県が実施する聴能訓練事業の委託を受け、事業の適切な管理・運営に努める。
- (ク) 「障害者生活支援センター」の相談事業を行う。

#### イ 施設・設備の維持管理

- (ア) 利用者の安全確保とサービスの向上及び施設環境を維持するため、計画的な施設・設備の保守点検等を実施し、適正な維持管理を行う。
- (イ) 職員による定期的な施設内安全点検を実施し、改善・補修の必要性が生じた時には速やかな対応を行う。

#### ウ 利用者等のニーズの把握及び対応

- (ア) 日常での利用者との関わりや、定期的な家族との連絡会を開催することで、利用者のニーズや施設に対する要望などを的確に把握しきめ細かく対応する。
- (イ) 意見箱を設置し、利用者、家族等からの要望にきめ細かく対応する。
- (ウ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査等を実施し、意見・要望を確認する。

#### エ 危機管理に対する方針

- (ア) 「埼玉県社会福祉事業団危機管理要綱」、「情報連絡マニュアル」に基づき、危機発生時の的確な対応を行う。
- (イ) 危機の発生を予防し、支援上の事故防止及び事故発生後の適切で迅速な対応を行う。

#### オ 職員の人材育成

職能評価における育成方針に基づき、職員個々の研修必要点を的確に把握した施設研修等とおして、専門職としての知識・技術・態度の向上を図る。

## 1 1 あさか向陽園

### (1) 基本方針

法令を遵守し、利用者が安全で自立した生活ができるよう支援サービスを提供する。

- ア 利用者の特性に応じた支援の実施
- イ 身体機能の維持・向上
- ウ 就労支援の強化
- エ 短期入所など在宅支援事業の実施

### (2) 事業計画

#### ア 利用者支援

- (ア) 利用者個々の特性に応じて「個別支援計画」を策定して、適切な支援を行う。
- (イ) 機能訓練や作業などの日中活動を充実させ、利用者の身体機能の維持・向上により生活の質を向上させる。
- (ウ) 利用者の一般就労が可能になるよう支援する。
- (エ) 利用者の高齢化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (オ) 在宅障害者の短期入所を積極的に受け入れる。
- (カ) 埼玉県立障害者歯科診療所の指定管理者として、事業の適切な管理・運営に努める。

#### イ 施設・設備の維持管理

- (ア) 利用者の安全確保とサービスの向上及び施設環境を維持するため、計画的な施設・設備の保守点検等を実施し、適正な維持管理を行う。
- (イ) 職員による定期的な施設内安全点検を実施し、改善・補修の必要性が生じた時には速やかな対応を行う。

#### ウ 利用者等のニーズの把握及び対応

- (ア) 日常での利用者との関わりや月 1 回の個別面談を実施することで、利用者のニーズや施設に対する要望などを的確に把握しきめ細かく対応する。
- (イ) 意見箱を設置し、利用者、家族等からの要望にきめ細かく対応する。
- (ウ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査等を実施し、意見・要望を確認する。

#### エ 危機管理に対する方針

- (ア) 「埼玉県社会福祉事業団危機管理要綱」、「情報連絡マニュアル」に基づき、危機発生時の的確な対応を行う。
- (イ) 危機の発生を予防し、支援上の事故防止及び事故発生後の適切で迅速な対応を行う。

#### オ 職員の人材育成

- (ア) 職員一人ひとりがマネジメント能力やリーダーシップを発揮し、各業務について自律遂行ができるよう育成に努める。
- (イ) 本部研修や施設内外の研修を通して、職員の支援技術や作業技術等の資質の向上を図る。

## 12 障害者交流センター

### (1) 基本方針

法令を遵守し、「安心・安全」を確保しながら、利用者のスポーツ・文化活動や教養の向上、社会との交流の促進を図る。

- ア 地域におけるスポーツ・文化活動の促進と環境の整備…『どこでも』
- イ スポーツ・文化活動に関する総合的な支援体制の確立…『つながる』
- ウ 福祉意識の啓発と福祉活動への参加の促進…『ささえあう』

### (2) 事業計画

#### ア 利用者支援

##### (ア) 文化・スポーツプログラムの提供と各団体の活動支援

障害のある人のために工夫された文化・スポーツプログラムを提供する。また、クラブやサークルの設立を推進するとともに、各団体が全県的単位で主体的活動を展開できるよう継続的に支援する。

##### (イ) 指導者・ボランティアの養成と活動環境の整備

障害のある人の社会活動を円滑に推進するために、指導者やボランティアを養成する。また、ボランティアの活動拠点を施設内に整備することで、ボランティアの主体的活動を支援する。

##### (ウ) 県内各地での出前レクリエーション教室の開催

指導員を派遣し、レクリエーションの指導を行う。

##### (エ) 福祉に関する情報の整備とノウハウの提供

福祉に関する情報を体系的に整え、個人や団体等に対して各事業を円滑に運営するためのノウハウを提供する。

##### (オ) 先駆的事業の取組

先駆的な事業及び各種プログラムの開発に取り組む。

#### イ 施設・設備の維持管理

##### (ア) 利用者の安全確保とサービスの向上及び施設環境を維持するため、計画的な施設・設備の保守点検等を実施し、適正な維持管理を行う。

##### (イ) 職員による定期的な施設内安全点検を実施し、改善・補修の必要性が生じた時には速やかな対応を行う。

#### ウ 利用者等のニーズの把握及び対応

##### (ア) 利用者から、各事業に対する定期的な「アンケート」を実施と、投書箱(「わいわいポスト」)の設置により、利用者の意見を取り入れた支援サービスを行う。

##### (イ) 埼玉県障害者交流センター運営懇談会の開催等、障害者団体、地域住民等と定期的な意見交換を行う。また、意見・要望に対する解決結果を公開することで関係団体との良好な関係を築く。

#### エ 危機管理に対する方針

##### (ア) 「埼玉県社会福祉事業団危機管理要綱」、「情報連絡マニュアル」に基づき、危機発生時の的確な対応を行う。

##### (イ) 危機の発生を予防し、支援上の事故防止及び事故発生後の適切で迅速な対応を行う。

#### オ 職員の人材育成

##### (ア) 職員は3S「スマイル・セーフティー・スピーディ」をモットーに、常に利用者の立場に立ったサービス提供ができるよう職員意識の向上を図る。

##### (イ) 各種団体が開催する研修会に職員を積極的に参加させるとともに、サービス提供にかかる専門知識・技術習得に向けた研修を実施する。